

宋初の漕運対策

渡辺 紘良

はじめに

宋代漕運は旧来の規模を大幅に拡大し、宋朝と開封の官僚・兵士を養ったことは云うまでもない⁽¹⁾。その担い手である衙前について、嘗て濱口重國は唐末五代の衙前がそのまま経済界へ転身したものではないかという見通しを立てられたが、その後、この予測は周藤吉之以外、あまり検討されていない⁽²⁾。宋の衙前は役法として出発するのに対し、唐の節度使下の衙前も将吏衙前として復活し、共に漕運の拡大に貢献する。しかし、その宋初の姿は必ずしも明らかではない⁽³⁾。筆者は嘗て、『宋史』食貨志「均輸」の訳注を試みたが、制置三司条例司の漕運合理化案とそれに対する諸家の反論を掲げた本文を祖述するのみで、均輸が漕運をはじめ、輸送の何をどのように改革しようとしたのかという点について、深く立ち入ることが出来ず、課題として残したままであった⁽⁴⁾。

今回、太宗の太平興国八年にいたる「主綱の吏」一任政策は、太祖の胥吏等公人削減策を撤回し、その活用を狙いとするもので、皇太子の頃の晋邸要員を背景に、その一員、衙前の陳從信の漕運改善策と元衙前の三司使王仁瞻による実施を踏まえ、三司不正発覚に乗じて、その上に発運事を置いたことに伴う措置であると考えに至った。王仁瞻は貪吏として悪評が高く、辞任に追い込まれるが、衙前重用による漕運拡大への貢献は見逃せない。宋初の衙前の府州裁判への介入も一任政策と関連があるようである。また、事業への委託人事は唐中期以降の末端官僚の人事における辟召と軌を一にするもので、その効用は看過できない。⁽⁶⁾ 小論は太宗の漕運拡大策について、先学に導かれながら、以上のような観点より捉えようという試案である。おおかたの論議が得られれば幸いである。

一、衙前陳從信と太祖

宋初、藩鎮の勢力を奪うべく「杯酒積兵」策が採用され、宴席への招待を頻発させたことはよく知られている。太祖は統一事業が中途であることを踏まえ、武将対策に神経を使い、恩賞を与えながら、一方で、その支配権を奪っていかねければならなかった。⁽⁷⁾ 宋初の軍事活動における漕運及び「軍興」と云われた後方支援については、殆ど記録がないのであるが、「因糧」と云う現地調達は避けられなかったであろう。西蜀併合(九六五)の際、一部の派遣軍が乱暴狼藉を働き、地域の猛反発を受けたのである。宋朝創立者とも云われる後周の世宗は、統一の過程で肅軍のみで無く、「殺降」という行為に及んだ武将を必ずしも処罰しなかった。⁽⁸⁾ 何れも後方支援の不如意が関連していたであろう。

後周の世宗は、淮南への水路開浚に努めたが、それを受け継いだ宋の太祖は浚渫の人夫に日給を与えたものの、財政再建策については殆ど史料が残されていない。⁽⁹⁾五代の弊政改革、即ち政治の立て直しを先決とした太祖は、經濟の再建を後手に回さざるを得なかったと見られるのである。

『宋史』食貨志「漕運」に「開宝五年（九七二）、汴・蔡兩河の公私船を率い、江淮米數十万石を運び、以つて兵食に給す。是の時、京師の歳費に限り有り、漕事は尚お簡なり」とある。⁽¹⁰⁾南唐併合（九七五）の前であり、江淮米は數十万石に止まったのは、歳費が限られていたためというが、実情について探っていききたい。

この江淮米數十万石については、『長編』その他に詳しい記事がある。同年五月、三司は、開封での食糧備蓄の見通しが立たないので、兵士を地方に分屯させ、江淮米は民船をもちり集めて漕運せざるを得ないとしていた。それを聞いた太祖は激怒し、三司長官（権判三司）の楚昭輔を呼び、その無計画性と民船徴発を責め加罪せんとした。楚昭輔は恐れ、打開策を太宗（時に晋王開封尹）に懇願した。そこで太宗は亳州永城の人、右知客押衙即ち衙前陳從信に意見を徴したのである。陳從信は、楚州・泗州からの運輸渋滞改善策として、舟人に対する食糧の一括支給と、各地出納人員の増額を挙げ、その改善によつて一歳三運に更に一運増やせるといい、民船の漕運徴用も堅固な船に限り、欠かせない薪の運搬は他の劣悪な船に委ねるべきこと、開封の米価の統制を止め、商人の「自便」に任せるべきこと、等の案を上申した。その案を太宗は太祖に上聞する。太祖は了承し、楚昭輔も罰せられず、一〇月になつて陳從信の献言が功を奏し、江淮米は數十万石が得られた、というのが實際であつた。⁽¹¹⁾

陳從信を紹介したのは、その衙前という地位に注意したいからであるが、更にその主張、即ち漕運事業打開のた

めに、報酬は「計日、往復併支」することと人員の増額を求め、商人の自由な活動を保証すべきと云うのは、後に、太宗の「主綱吏」に「自便」を許す政策に繋がるからである。陳從信の案に太祖は納得したようではあるが、本心は分からない。なぜなら太祖は開封への奠都に自信がなく、要害の地、洛陽或いは長安への遷都を考えていたからである。⁽¹²⁾ 事実、内政において五代の武断的な弊政を打破せんとする太祖自身の政策が、政治改革に傾き、財政の緊縮化をもたらしていたことを否定できないのである。

『長編』は、陳從信の肩書きを衙前三等中位の「右知客押衙」とするが、『皇朝編年備要』は「牙将」という一般的な呼称を付して、漕運改革者との賛辞を惜しまない。ところが、宋初漕運の記事で陳從信について触れているのは、『皇朝編年備要』とそれを承けた『古今圖書集成』のみである。『宋史』食貨志その他が陳從信に触れないのは、江南からの輸送量は僅かに数十万石であって、評価するに値しないというのであろうが、それでは太祖が怒りを爆発させた理由が解らない。太祖の怒りは、歳費不足の招来と、乾徳六年（九六八）の「官、為めに舟を具し、居民を徵発するを得ず」という詔⁽¹⁴⁾に反する、三司の民船徵発案に対して向けられたのであるが、民船徵発は云うまでもなく、官船の準備不足或は機能不全の穴埋めだったのである。官船を止める何らかの動きがあったと思われる。それを云わずに「歳費有限、漕事尚簡」と云っただけでは、実状が伝わらない。『皇朝編年備要』が陳從信を改革者と称えたのは、不如意であった漕運の実態を伝えるという意味もあった。

太祖が取り組んだ課題は、「階級の法」⁽¹⁵⁾による統治機構の確立であって、地方への中央官僚の派遣による藩鎮の勢力削減、俸給増を理由とした冗官の削減、底辺に根を張っていた胥吏等、形勢戸の弱体化のための形勢版簿の作成

と通判の設置によるその監視体制の構築等⁽¹⁶⁾を内容としていた。太祖が三司の方針に激怒したのは開宝五年五月、この年正月に「諸道州県の胥吏・幹力等（吏及び当直人力）とも云う）を省け」という命令も下されていた⁽¹⁷⁾。削減対象を、「幹力」或いは「当直人力」まで下げることの意味は後に考えるところとして、翌年には在京の胥吏七〇〇人を呼び寄せ、そのうち四〇〇人を帰農させている⁽¹⁸⁾。太祖が胥吏等の削減を図っていたことは明らかである。陳從信が「各宿に運卒を備」えることを求めているのは、削減策への異議とも云えよう。太祖はまた法律の遵守を求めたが、それを象徴するのが、開宝三年（九七〇）、四川等の水陸綱運で官物以外の貨物及び私塩の搭載を厳禁したことであり⁽¹⁹⁾、また馬歩軍都軍頭、史珪の商人告発である。開封の市場で、史珪はスパイを雇い、買人の官物不正取引を探らせ、逮捕して処罰するという事態が発生し、それに対して市場は商店の全面閉鎖で抵抗したのである。開宝七年五月、太祖はやむを得ず、当局が法律を申明しなかった非を認め、今回は商人の罪は特に許すが、今後は枉法の賊として断罪し、家財は籍没し、告事人には賞金を給することとした。官物取引とは、「官中市易」とあり、行人祇応、所謂公用達を云い、不正とは「二価」とあって時価にとられない価格操作であろう。今回、許容するにあたって、「獄市を以って寄と為す」と云う『史記』の文言を引用するが、この文言は後の太宗の施策に対して、宰相の呂蒙正も引用する。後で触れるように、その適用の仕方太祖と太宗の違いがあらわれているようである⁽²⁰⁾。

二、太宗の政策転換

開宝九年（九七六）一〇月、太祖は急逝し、弟の太宗が自立する。篡奪であろうと云われるが、酒癖が昂じた急死

であるという説も棄てがたい。⁽²¹⁾ 逝去は前記、太祖が洛陽・長安奠都の意向をもらした、洛陽行幸の直後である。直ちに改元した太宗は、翌年以降、王朝統一を志向し、総動員令のごとき漕運の挽回策を次々と打ち出していく。

即位翌年の太平興国二年（九七七）、侯贇を派遣して西浙各地の軍糧を調査させ、⁽²²⁾ 諸州で嘗て牙校（衙前）であった一〇〇名を開封に送らせ、その中の九五人に殿前承旨即ち武階後尾の位階、後の三班奉職を与えた。⁽²³⁾ 彼らは藩鎮の武将の子弟で、父祖の財力により横暴であることを、太宗は晋邸の要員を通じて知悉していたので、「賤職を以つて羈縻」した。「羈縻」とは、一般に新たに外交関係を結んだ周辺国の支配者の地位を保全し、干渉しないことを云うが、ここでは旧衙前の權益をそのまま受け入れて、「賤職」即ち漕運の役を科したのである。無法者の懐柔であるが、漕運拡大のためには、非常手段を取らざるを得なかったと解すべきであろう。この年七月には、華州陽平の材木商から籍没した田宅を返還させた。材木商の官錢横領は巨万に及んでいたが、それも赦されたのである。⁽²⁴⁾ 太宗は即位後、大赦を発し、太平興国三年の南郊大赦に於いて、その登極赦に漏れたものをも赦した。その赦宥の頻発によつて、「諸州官吏は大獄を留めて決せず、以つて宥赦を覲^{こいねが}う」ほどであったので、太平興国六年の南郊赦については、反発が有つたのであろう。秦再思なるものが異議を唱えたが、太宗は趙普の助言を容れ大赦した。『宋史』刑法志は暗に太祖の意向に反するものとする。⁽²⁵⁾

宋初の漕運は汴綱と江綱に分けられていた。⁽²⁶⁾ 太宗の無法者懐柔策が南方でも適応されたのは、役法下、郷村の有力者即ち漕運に慣れない「部民之高貴者」に対し、現場の「篙工」以下は「頑惡無頼の徒」⁽²⁷⁾ で、官物の横領は日常茶飯事であったからである。そのため郷村の有力者は、欠損を補償せざるを得ず、破産する者が絶えなかったとい

う。⁽²⁸⁾「篙工」即ち船頭以下の抵抗は、恐らく太祖のころからあり、前記官船を止める一因であったと推測される。そこで、江南・淮南及び荆湖、後の四川において、主綱吏の「牙吏(将)」に、「頑悪無頼の徒」を含む一味同心の船員を募集できる「自便」を許し、予め必要な費用を支払う事にしたのである。『宋史』食貨志等は、太平興国八年(九八三)のこととするが、『会要』(九月四日)には「是れより先」とあって、それ以前のことのようである。「自便」とは主綱吏の「牙吏」「軍将大将」に「篙工」以下を自由に雇傭し、その費用全額を預からせるという大幅な権限の移譲を云うのであろう。

以上の太平興国二年から八年に到る間、太宗が漕運事業を「主綱人」の「舟人」「衙前」へ委託せざるを得なくなった事情は後で考えることにして、ここで一言付け加えたいことは、「主綱人」への委任が漕運拡大を狙うに際し、政府は委任に伴う相当の出費を覚悟していたことである。

淳化五年(九九四)二月、租賦の水運に官船を用い、民を煩わせてはならないという条文の注に、「倖門は鼠穴の如きもので塞げない。甚だしくなければ良い。最近、綱運の舟人・水工に少し販鬻する者がいるが、公務の妨げにしなければ、一切不問とする。官物が京師に届き侵損なければ十分だ」という太宗の言葉をのせる。宰相呂蒙正はそれを黄老の道に合すると称え、「水、至って清ければ、則ち魚無く、人至って察すれば、則ち徒無し。小人の情偽、君子豈に知らざらんや。蓋し大度を以って之れを容るれば庶事俱に済すむる。昔、曹參が獄市を以って寄と為すは、政に姦人の容るる所無きを恐るるなり」と先に挙げた開宝七年五月の文言、即ち民の利益追求当然論を再度用いる。⁽²⁹⁾しかし両者は、姦人許容の度合いに差があるといわざるを得ない。太祖は今回限り許容し、規律の遵守を求

めるのであるが、太宗の方は見方によっては大幅な譲歩ととられかねない。所謂「察見不祥」ということで、不正を咎めただけでなく、所謂「包荒」も許容せざるを得ないということになる。漕運拡大のために採用した太宗の方策は、その後の王朝の漕運対策に大きな影響を与えるのである⁽³⁰⁾。

淳化五年の二年後、至道二年八月には、江淮発運使楊允恭が京師に連行した私塩の徒三九人を、太宗は悉く赦し、この徒が江湖に越逸し、無頼の習いが性となっていて、一般の作業に戻ることは不可能であろうと云い、舟楫の役に当て「平河軍」と号することにした⁽³¹⁾。この「平河」とは、一般には流れの穏やかな河川を云い、黄河等の急な流れの「山河」に対する言葉である。この平河・山河については、『宋史』食貨志「漕運」、雍熙四年（九八九）に記事があり、政府は主綱吏の官物盗用対策として罰則を条文化していた。詳しくは、『会要』食貨四六、大中祥符六年（一一一三）三月によって知ることが出来るが、注意すべきは、その中に「旧条に依る」とあり、山・平河条格は雍熙四年のみでなく、大中祥符六年四月の史料によれば、更に太平興國八年に遡ることが出来るものであった⁽³²⁾。即ち、「山・平河虧失棧木条格を重定し、……初め、太平興國八年に勅して、平河条格を定めたが、杖背の罰を受ける者もあった。議する者は其の甚だ重いことを云い、山河については全く条格が無かったので、編勅所が上言し、三司と刑寺に詳定させ、（平河の）損失を十等（十一隻止まりにしたことか）に分け、罰は杖罪一百に止められることになった」とある。

平河条格は太平興國八年（九八三）以来新たに設けられ、山河条格もまもなく設けられていたのである。これは「舟人」の「棧頭・団頭」に「篙工」以下の募集の権限を与え、更に発運事を置いて管理を強化したことに伴う措置

と見るべきで、単なる河川の流れの違いを云うだけではなく、「条格」を設けて違法性に対処せんとしたのである。「舟人」に、無頼同然の「篙工・水手」及び「牽駕兵士」を掌握して事業の遂行に当たらせるには、その際の不正の発生は避けられない。「官物を侵盗し、恣に不法を為す者、十に七八有る」状況は変わらないのである。それを想定した措置が「山・平河条格」であろう。太宗は漕運拡大のためには、損失覚悟の有罪人雇傭という非常手段を用いることもやむを得ないと考えたようである。

三、三司使王仁贍と公人世界

(一) 三司人事

述べてきたように、太宗即位後、太平興国八年に至る漕運改革は、「牙吏」「軍将大将」「将吏衙前」また「舟人」³⁴とも云われる様々な顔を持つ「主綱吏」に、配下の人材雇傭を「自便」させるものであった。それは、「頑悪無頼の徒」の「篙工・水手」及び「牽駕兵士」等を「主綱吏」が統御可能と見たからであろう。事実、太平興国九年には、「各地からの欠損の報せが入っていない」という改善を見た。「自便」策が功を奏したためと見るよりほかない。欠損の報せがないと発言したのは塩鉄使王明である。またこの時の度支使は冒頭に掲げた陳從信であった。そこで王明、陳從信ら三司の人事について見ておきたい。衙前は昇格して三司軍・大将になるように、漕運の人事は三司の掌るところであったからである。³⁵

太平興国七年二月、王明は同判三司となり、四月には宰相盧多遜が、太宗の弟趙廷義との関係を疑われて官爵を

剝奪され、連坐する者多数に及んだ。翌年三月、三司を三分割してそれぞれに長官を置くことになり、塩鉄使は王明、度支使は趙廷義との縁で降格されていた陳從信、戸部使に郝正がそれぞれ就任した。三司の分割は、王明らの前任者の王仁瞻が、長年長官として権勢を振るっていた三司使の権限を削減すると云う狙いがあったのである。⁽³⁶⁾その王仁瞻の三司使（權判留司三司兼知開封府）就任は開宝九年（九七六）三月、太祖の洛陽御幸の際であるが、前任の張澹は、開宝六年（九七三）六月に權点檢三司事に就任してまもなく病没し、⁽³⁷⁾恐らくその代役をも務めたので、太平興国七年（九八二）二月に罷めるまで、「邦計を掌ること十年」に近いといわれるのであろう。⁽³⁸⁾もしこの代役の推測が妥当であれば、陳從信の猷策の時期に近く、後に二人は大内都部署（馬歩軍都総管）の正副の關係を築き、⁽³⁹⁾仁瞻は陳從信を通して太宗の掣肘の下にあったので、その意味は小さくない。これについても後に触れたい。

王仁瞻は唐州の人、⁽⁴⁰⁾倜儻（自由奔放）で生産を事としなかったが、刺史に見いだされ、永興府の牙校（衙前）の時、太祖の麾下に入り、三司長官就任後は恩寵を怙⁽⁴¹⁾みとし、下吏の姦を為すのを恣にさせても、敢えて⁽⁴²⁾発⁽⁴³⁾者はいなかった。范旻等の疑獄事件では、南府（太宗の旧幕府）の勲旧戚里の吏十余人を連坐させたので、中外益々その發言を恐れた。⁽⁴⁴⁾しかし、新任の判三部勾院（勾院は三司付属機関）の陳恕と宋琪が政策の違いを御前に持ち込ませ、議論に敗れた仁瞻は唐州防御使に左遷された。仁瞻は仇怨多く、怏怏として病に罹り、数日にして没した。太宗の言に「諸州の場院（専売担当の場務）は、皆、官錢を隱没すること千万を以って計えた。即位後、悉く罷めさせ、（また）使臣に三司を分掌させた。仁瞻は再三その不便を言うので、これは朕の判断であるから、若し歲課が欠けても卿を責めはしない、と告げた。（罷めさせたのち）一歳して、旧⁽⁴⁵⁾との千緡は一・二万緡、一万緡は六・七万緡となり、利入は數

倍となり、用度は皆足り、水旱には百姓の租税は免除できるようになった。仁贍も自分の非を悟っていて、慚愧に堪えぬ風であり、優容して咎めなかった」とある。太宗の言は或いは一年半後の太平興国八年一〇月のものというが、太宗はその半年前の三司分割した際も「三司官吏が事を朕前で奏し、紛紜として異同あり、互いに所説が有るのは、固より私事ではない。但だ互いに偏見を執り、時間をかけて考慮しないのである。朕は常に理を以って開諭した。若し帝王が躁暴であつたら、どうして優容出来ようか。朕の臣下への務めは、一一見る事が出来る才用の優劣、器能により、各々任使用することにあらう。奏対の際、言行に厳しいこともあるが、善きも悪しきも兼せ聴き入れ、未だ嘗て拒絶したことはない」と言ったとい⁽⁴³⁾う。仁贍に対し、「官錢の隱没」を責めながら、「之れを優容」し、「月俸三十万」の勞いをしてるのである。太宗の王仁贍評価は、太宗自身の言葉「善惡兼聽」等で表すことができるよう。

恐らく王仁贍の長期就任を可能とした最大の理由は、着任が太宗即位とほぼ同時で、漕運拡大を目論んだ太宗の意に沿っていたからであらう。「官錢の隱没」を理由に即位後罷めさせたとあるが、そのままには受け取りにくい。仁贍は太宗の恩寵にすがり、その信任を得ていたから、「下吏の姦を為すを恣に」することが出来たのであって、あの意味では太宗も同罪なのである。仁贍が「自便」したという記録はないが、「下吏の姦を為す」こと自体、「自便」の証拠とならう。太宗は、仁贍を辞任させながら、唐州防禦使として「月給奉錢三十万」の勞いを与え、その非を咎めなかったのみならず、下僚の瞰察（内部告発）を支持した宋琪はその後、王仁贍擁護に回っていたのである。その態度豹変の背後に「勲旧故」の仁贍派の存在を予想させ、一方「仇怨衆多」の反対派もあり、御前における意見

の相違となったのである。三司をめぐる状況を見ておかなければならない。

(二) 心計ある胥吏

前に触れたように、開宝五年正月に太祖によって胥吏削減策が出された。それは『長編』に「諸道州県の胥吏・幹力等を省く」、『宋大詔令集』に「州県吏及び当直人力を省く」とあるだけで漠とした記事であるが、「幹力」は、唐代、「州県ならびに官吏の雑役に充当された……国家の公人」で、白直、仗身、庶僕等と同じであるという。⁽⁴⁴⁾「当直人力」も節度使管下、文臣の使令に充てられたものを云うが、公事を追催する散從官、承符同様、五代の馬歩院の管下にあつて衙前が任命されるものであつた。⁽⁴⁵⁾「幹力」の「幹」に「主管」の意味が込められているように、五代を経て「幹」の文字は「強幹」とか「幹当」とか「幹人」と用いられ、重みを増してきたようである。⁽⁴⁶⁾

五代、宋の胥吏、特に三司の胥吏には「幹力」で「心計」あるものが求められたのである。「心計」とは「通敏心計」「心計無垠（無限）」「心計黙識」というように、計算なしに数字に強いことを云うだけではなく、「胆幹」が無ければならなかつた。⁽⁴⁷⁾「三司を以て己が任」と自負する者もあり、⁽⁴⁸⁾宋初、胥吏出身は重宝され、三司長官になる者が続々現れた。例えば、張美は貝州清河の人、若くして書算に強く、左藏の小吏となり、「強幹」の評判で澶州糧料使となり、澶州幕府の周世宗の送金要求がある度に、無理をして供給したので、周祖に咎められた程であつたといふ。彼は周の世宗のもと、三司使となり「強力にして心計有り、……常に幹敏を以つて称」せられた。⁽⁴⁹⁾前に挙げた楚昭輔と陳從信は共に三司の或いは三司分割後の長官になるが、共に心計、強敏と称された。⁽⁵⁰⁾開封の人趙賀は毛詩及第

を経て、県主簿となり「幹力」ありと称えられ、のち三司使となつて⁽⁵¹⁾いる。李溥は河南の人、三司小吏となり、陰狡にして智数多いと警戒されたが、財賦改革案七一事を提案し、太宗に無学にしては、金穀利害について能く本末を究知していると誉められ、後に江淮等路發運使になり、江淮からの歳運米五〇〇余万斛を六〇〇万に引き上げる功績があり、漕運の船団が、一綱当たり、一人の使臣若しくは軍大將（衙前）が監督するのを改め、三綱を一つとし、三人で共に監督させることとした。⁽⁵²⁾

その李溥評価に反発したのが、上記の王仁瞻弾劾に荷担した陳恕である。彼は洪州南昌の人、県の小吏ながら、江南併合後、礼部侍郎王明が知洪州として赴任した際、三司に推薦され、太平興国二年の科挙に合格し、三司の一部局の長官になったのである。後に、「三司使の首称」と誉められる⁽⁵³⁾。概ね宋初、公人上がりの三司使その他の財務担当がかなりの役割を果たしていたのに対して、進士出身として三司入りした陳恕等の振る舞いは、後に見るように周囲に波紋を投じたようである。

しかし宋の胥吏或いは「幹力」「直力人」は侮れない。彼らは恐らく、五代に地方で権力を振るつた「士卒」、即ち徧禱（胥吏等小官の意）と兵士の両者を継承したものと思われる⁽⁵⁴⁾。五代、胥吏特に衙前が馬歩院管下にあつて地域の裁判権を担っていたようであるが、後に見る如く、宋になつて容易に改められたとは思われ⁽⁵⁵⁾ない。胥吏のみでなく、兵士も時代を支えていた。兵士に「無頼」「個儻」⁽⁵⁶⁾の者が多いのは、責任を取る無鉄砲さが時代の求めるものであつたからであろう。張瓊の如く「有力」「善射」でなければ、「狼虎」を「統制」出来なかつた⁽⁵⁷⁾。しかし宋に入り戦役は継統中とはいえ、「無頼」的な要素は薄めなければならぬのである。太祖が胥吏・幹力の削減を唱えるのは

当然であった。その後、開封における胥吏の帰農強制は見てきたのであるが、「州県」での追加措置の記録はない。恐らく地方に追われた者も含め、胥吏は硬軟両様、様々な反発を示し、全国的な削減の実施に至らせなかつたと考えられるのである。⁽⁵⁸⁾したがって、太宗の世になりそれが表面化する。

(三) 公人世界の代弁

見てきたように太平興国八年九月に再確認された主綱吏自便策は、南方全域に適用されたが、それは三司の不正が配下の者に暴かれて、その地位は下げられて、上に水陸発運事の両司を設ける措置に伴うものであった。換言すれば三司内部の路線の対立によってもたらされたものでもあった。

即ち太宗即位後、漕運拡大のため採用した柔軟な方策は、三司内部に亀裂を生じさせ、太平興国八年三月の太宗自身の発言を用いれば「優劣任使」「善悪兼聽」せざるを得なくなっていた。それは仁贍辞任で片付いたわけではなく、註(28)で触れたように、汴河渋滞の⁽⁵⁹⁾原因が、三司の、規定外の「皮革雜用之物」を輸送させるといふ不正にあったことが暴露され、その暴露は現場の「掌庫者」あるいは「守藏者」の受領拒否に端を発することが判明したのである。⁽⁶⁰⁾倉庫担当者は衙前と見て誤りではない。陳恕等三司当局に欠損を指弾された王仁贍は辞任においやられ、三司も分割されたが、衙前陳從信は度支使として残り、衙前の地位自体は揺らぐことがなく、頑強に当局に立ち向かつたとみられるのである。それはこの時点で衙前の活躍の場は漕運にとどまらず、見てきたように地方の裁判権を握る司理参軍に及んでいたことが関連していたようであるからである。

三司分割後の太平興国八年五月の史料に拠れば、諸州の知州・通判は交替の際、定員外に衙前を添人させるという例が多発し、政府は告発者に賞金を与えるという対策を講ぜざるを得なくなった。⁽⁶¹⁾ 衙前動員令が下されていたのである。その動きが何を狙いとしていたのか、それを推測させるのが、三ヶ月後の「諸道州府司理判官（参軍）」に「牙校」を当てることを罷め、「隣近州軍の強明で事を歴」した者を選べという命令である。「司理参軍」即ち旧馬歩院虞候には五代以来「牙校」が当てられていたが、開宝六年（九七三）、文臣に改められ、さらに太平興国四年（九七九）一二月、院虞候は司理参軍と改称されたものの、欠員が多かった。⁽⁶²⁾ 恐らく衙前の圧力によって、文臣の就任は抑えられていたのである。政府は重ねて衙前を止めさせるといふ策を下さざるを得なかったが、衙前の抵抗が漕運に及ぶことを恐れ、九月に旧来の「主綱吏」の人材雇傭「自便」策を再確認し、更に三司の権限を弱め、その上に「在京勾当発運事」設置を決めたため、抵抗は初めて収まったと見られるのである。一月、上記「司理参軍」への「牙校」充当は容認されているからである。

以上、いたずらに推測を重ねたが、王仁贍に対する評価は太宗のみならず、当初攻撃した宋琪もその支持に回ったので、「主綱吏」自便策は確認され、衙前の立場も擁護され、後の太宗の「鼠穴」容認論につながる。このように見てくると胥吏、衙前等、現場の勢力の結束力を認めなくてはならない。所謂「公人世界」がすでに形成されていて、三司胥吏及び衙前は主役としての働きを為したと推測できるのではなからうか。⁽⁶³⁾ 宋初の「公人世界」は論議されることがないのであるが、太祖の胥吏削減策に対して示された衙前や胥吏の抵抗、見てきた三司の状況、胥吏及び衙前の重用、進士出身官僚の正論に対する現場の抵抗、関連して史珪の処置を撤回させた汴京の商人の動

きも、その上に立つ彼らの公人として牢固たる地位を想定させるのである。太宗の信頼のあついで、衙前陳從信等の動きも見逃せない。⁽⁶⁴⁾ 絶えず仁瞻の周辺に置かれ、その失脚後の三司及び衙前の抵抗には、その地位を活かし収拾に当たつたであろう。そして分割後の一役を担っている。彼等は全て公人世界の一員なのである。

ただ、胥吏・衙前の活躍を認める一方で、それを牽制する意味で「在京勾当発運事」が設置されたことは無視できない。註(51) 趙賀伝にあるように、発運使が三司の上に立つことになるからである。前に触れた楊允恭は衙前の自便を許したようであるが、⁽⁶⁵⁾ 王仁瞻の三司使に対して上位の権限の行使であつた。

結語

以上、太宗は江南の税糧の輸送拡大のため、主綱の吏に人事権を与えたが、それは旧来の輸送業者即ち衙前の權益を容認することであつた。衙前は役法下の里正衙前を圧迫し、州の裁判に介入し、その無法性を發揮したが、それを容認しないことには輸送の量的拡大は見込めないからであつた。その無法な彼らを懐柔できたのは、衙前陳從信をはじめとする太宗の家臣団の存在であつた。彼らが三司の財務を担っている間は懐柔の効果は見込めるが、やがて科挙官僚が三司或は発運司に選任されると、無法性は摘発されてくることになる。その過渡期に三司を担つたのが王仁瞻であつた。後世、貪吏の悪評を流されるが、太宗はその役割を評価していた。

このように見てくると、嘗て濱口が予想したごとく旧来の衙前の、宋初における経済界への転身は認めざるを得ない。ただ濱口が衙前の実態を富商大賈とする点の是非は課題として残したままである。その衙前任用策は、乾興

元年（一〇二二）の将吏衙前に対する土地所有制限令を策定させ、またその人事における規制緩和は、漕運全体に活況をもたらす一方、交通業者及び商人の大幅参入と江網と汴網の相互の乗り入れ（混転）を招き、転般倉の無用化が懸念された。その意味で、仁宗治下、廢案になった水運舗設置の狙いは何であつたのかが問われなければならないが、寡聞にしてその議論は聞くことがない。

以上、太宗が信頼した陳從信等、衙前が漕運事業において果たした役割をかなり明らかにすることが出来たが、推測が多くあちこち細かい詰めは欠いていることを認めざるを得ない。王仁瞻解釈、太平興国八年「在京勾当發運事」設置前後の事情等はさらに検討の要があり、公人世界という言葉等も説明は十分ではない。時間が許すならば、残された課題を検討したいと思つてゐる。

註

(一) 宋の漕運研究は、青山定雄「唐宋汴河考」『東方学報（東京）』二、一九三一（その他「唐宋時代の交通と地誌地図の研究」吉川弘文館、一九六三所収論文、以下「青山交通」と略称）、外山軍治「漕運に関する諸研究」『東洋史研究』三一、一九三七、大崎富士夫「宋代における漕運運営形態の変革―客船の起用を中心として―」『史学研究』一〇、一九五二、和田清編『宋史食貨志訳注』（一）東洋文庫、一九六〇「漕運」〔青山定雄執筆〕、以下「青山漕運」

と略称、星斌夫『大運河』近藤出版社、一九七一、中国では全漢昇『唐宋帝国与運河』商務印書館、一九四四、のち同『中国经济史研究』上冊、新亞研究所、一九七六に再録、陳峰「北宋漕運押綱人員考述」『中国史研究』一九九七、同『漕運与古代社会』陝西人民出版社、二〇〇〇、韓桂華『宋代綱運研究』花木蘭文化出版社、二〇一三、等、関連するものに、斯波義信『宋代商業史研究』風間書房、一九六八、日比野丈夫『中国歴史地理研究』同朋舎出版部、一九七七、清子場東『唐代財政史研究（運輸編）』九州大学

出版会、一九九六、久保田和男『宋代開封の研究』汲古書院、二〇〇七、等がある。

(2) 濱口重國「宋代衙前の起源に就いて」『史学雑誌』四三—七、一九三二、同「秦漢隋唐史の研究」下、一九六六所収。次註周藤吉之「五代節度使の支配体制」はその肉付けを狙ったもの。反論に渡辺孝「唐・五代における衙前の称について」『東洋史論』六、一九八八がある。

(3) 衙前の研究は、曾我部静雄『宋代財政史研究』生活社、一九四一が先鞭をつけ、それ以降日本では、河上光一「宋初の衙前について」『史学雑誌』六〇—二、一九五一、宮崎市定「宋代州県制度の由来とその特色」——特に衙前の変遷について——『史林』三六—二、一九五三、同「宮崎市定全集」一〇、岩波書店、一九九二所収、周藤吉之「五代節度使の支配体制——特に宋代職役との関聯に於いて——」『史学雑誌』六一—四・六、一九五二、同「宋代州県の職役と胥吏の發展」一九六一書き下ろし、共に同「宋代経済史研究」東京大学出版会、一九六二所収、同「宋代鄉村制の変遷過程」『史学雑誌』七二—一〇、一九六三、同「唐宋社会経済史研究」東京大学出版会、一九六五所収、同「北宋三司の性格」『法政史学』一八、一九六五、同「宋代史研究」『東洋文庫、一九六九所収、和田清編』『宋史食貨志訳注』

(三二)、東洋文庫、一九六〇、「役法」〔中村治兵衛執筆〕、斯波義信補訂等、中国においては、唐剛卯「衙前考論」『宋史論集』中州書画社、一九八三、王曾瑜「宋衙前雜論」(一)

(二)「北京師院學報」一九八六—三、一九八七—一、魏峰「論衙前在北宋的軀化」『寧夏社会科学』一一五、二〇〇二、等の成果がある。特に唐以来の衙前と、宋における役法としての衙前との相違は、梅原郁「宋代官僚制度研究」同朋舎出版、一九八〇、第六章、陳峰「北宋漕運押綱人員考述」『中国史研究』一九九七—一、唐剛卯及び魏峰論文等参照。

(4) 中嶋敏編『宋史食貨志訳注』(一六) 東洋文庫、二〇〇六、均輸。

(5) 註(1)の『青山交通』三六七頁、星「大運河」五一頁以降、大崎論文、註(3)の陳峰論文及び周藤「宋代史研究」一二六頁等、「太平興國八年」改革案の解説があるが、更に敷衍すべきである。星「大運河」はかなりのスペースをその解説に充てているが、旧来の衙前への言及がない。大崎論文の請負業への言及には注目したい。

(6) 辟召は、実務能力に基づく人的関係の構築であるから、ともすると胥吏を中心とした遊侠的人材の採用となり、以下述べていくように、宋初、旧来の衙前は役法下の鄉村の有力者、里正衙前等とは競合することになる。この問題は

註(3) 周藤『宋代經濟史研究』六六八頁以下のテーマ。

両者が時間の経過に伴い、様々な事業においてどのような関係を結ぶことになるかは、改めて検証することが求められる。郷村の有力者については、大澤正昭「唐末から宋初の基層社会と在地有力者——郷土防衛・復興とその後——」

『上智史学』五八、二〇一三、宋初に至る辟召については、

礪波護『唐代政治社会史研究』同朋舎出版、一九八六、一
一・三章、附章、温水三男「北宋政權樹立考——主に建

国時の禁軍改編を中心として——」『待兼山論叢』五(史学

編、一九七二、特にその註(27)、中嶋敏編『宋史選舉志
訳注』(三) 東洋文庫、二〇〇〇、保任(奏辟)等参照。

(7) 太祖の宴席については、陳峰「宋太祖朝の曲宴及其政治功用」『歴史研究』二〇一八—四、参照。また、太祖が恩賞を惜しまなかった事は、曾鞏『元豊類藁』卷四九本朝政要策「任將」参照。

(8) 「因糧」は「域外の食糧に因る」の意味で、敵の兵糧を奪うことである。沈括『夢溪筆談』二、梅原郁訳、平凡社、一九七九、一九頁、王曾瑜『宋代兵制初探』中華書局、一九八三、二八四頁、史繼剛『宋代軍用物資保障研究』西南財経大学出版社、二〇〇〇、四六頁、等参照。「殺降」は投降者の殺害である。『宋史』卷二五四、趙賬晁伝、同卷二六

〇、曹翰伝、卷二九二、田況伝、等参照。

(9) 世宗の事業については、註(1) 全『唐宋帝国与運河』九二頁以下、韓『宋代綱運研究』三三頁以下等参照。宋初、江南からの漕運額については、『青山漕運』七七六頁参照。京東からの漕運については、日比野(註(1)、二六四頁)・久保田(註(1)、五三頁)間に論争がある。漕運額に誇張は避けられない。京東一〇〇余万石に関して、日比野は九八一年広済河の割当額一二万石に比し桁外れで、信用できないというのであるが、その一二万石も『青山交通』三四五頁で疑問視されている。九七六年、太祖の洛陽遷都案に反論した李懷忠も、江南からの漕運額は「数百万石」とするが(註(12)『統資治通鑑長編』(以下「長編」と略称)、やはり五年後九八一年の割当額である。『王文正公筆録』によると、太祖は五丈河浚深の春夫に日給米二升を払ったという。久保田(註(1)、三八頁以下)が、同じ史料等により、宋初の京東・京西經由の輸送は軽視できないというのは妥当であるが、開宝五年に始まる汴河漕運が急激に拡大する事情にも及んでほしかった。

(10) 『宋史』卷一七五、食貨志「漕運」
開寶五年、率汴・蔡兩河公私船、運江・淮米數十萬石以給兵食。是時、京師歲費有限、漕事尙簡。

「數十萬石」の「數」を欠く場合もあるが、『青山漕運』七
七六頁は「數十萬石」を是とする。

(11) 『宋史』卷二七六、陳從信伝

陳從信字思齊、亳州永城人、恭謹強力、心計精敏。太宗在
晉邸、令典財用、王宮事無大小悉委焉。累官右知客押衙。
開寶三年秋、三司言、倉儲月給止及明年二月、請分屯諸軍、
盡率民船以資江・淮漕運。太祖大怒、責之曰、國無九年之
蓄曰不足。爾不素計而使倉儲垂盡、乃請屯兵括民船以運、
是可卒致乎。今設汝安用、苟有所闕、當罪汝以謝衆。三司
使楚昭輔懼、詣太宗求寬釋、使得盡力。太宗既許、召從信
問之。對曰、從信嘗遊楚・泗、知運糧之患。良以舟人之食、
日歷郡縣勘給、是以凝滯。若自發舟計日、往復併支、可以
責其程限。又楚・泗運米于舟、至京復輦入倉、宜宿備運卒、
令即時出納、如此、每運可減數十日。楚・泗至京千里、舊
八十日一運、一歲三運、若去淹留之虛日、則歲可增一運焉。
今三司欲籍民舟、若不許則無以責辦、許之則冬中京師薪炭
殆絕矣、不若募舟堅者漕糧、其損敗者任載薪炭、則公私俱
濟。今市米騰貴、官價斗錢七十、買者失利、無敢致於京師、
雖居商厚儲、亦匿而不糶、是以米益貴、民將餓殍。若聽民
自便、即四方奔湊、米多而價自賤矣。太宗明日具奏、太祖
可之、其事果集焉。

「」内は、下記『古今圖書集成』がそのまま引用している
ことを示す。

『長編』卷一三

開寶五年七月甲申、……光義問右知客押衙陳從信……（陳
從信傳云、事在開寶三年秋、寶訓云、在二年、按楚昭輔權
判三司、實四年五月、安得三年秋已有此事、今載於五年秋、
庶免牴牾、冬十月江・淮米十萬石至京師、即是從信之策行
也）。（）内は原注。

『宋會要輯稿』（以下『會要』と略称）食貨四六之二「水
運」

開寶五年十月、率汴・蔡兩河公私舟船、運江・淮糯米數十
萬石、赴京以充軍食。

『皇朝編年備要』卷二開寶五年九月

更漕運法（先是三司言、……光義以問牙將陳從信……）。

（）は双行。

『古今圖書集成』食貨典一五七

開寶五年、汴・蔡兩河運江淮米給兵食。（按食貨志、率汴・
蔡兩河公私船、運江・淮米數十萬石以給兵食。是時京師歲
費有限、漕事尙簡。按陳從信、……以下上掲『宋史』「」
の部分）。

また『青山漕運』七七三頁、陳從信の名は無いが、『青山

交通』三六一・三六七頁の引用等も参照。なお、陳從信をはじめ、太宗の皇太子時以来の家臣団について、蔣復璁『宋太宗晋邸幕府考』、『大陸雜誌』三〇卷第三期、一九六五、参照。

(12) 『長編』卷一七

(開寶九年三月庚午) 上將西幸、……辛巳、……四月……庚子……癸卯……等参照。

太祖の遷都案については、最近の論考、山本健太郎「宋代における要害性重視の思想と開封批判の論理」『中国——社会と文化』三一、二〇一六参照。またその遷都案は江南人材蔑視と無縁ではないであろう。木田知生「北宋時代の洛陽と士人達——開封との対立のなかで——」『東洋史研究』三八—一、一九七九、その註(50)参照。

(13) 衙前には衙(牙)吏、衙校、衙將、衙職等の一般的な呼称のほか、その階級は三等、十階、十三階等あるとされ、五代宋初、軍事から軍政・民政に移行しつつあった時期の三等の呼称は、上位から、左右都押衙、客司・左右知客押衙、通引・同左右番行首、元来の十階は、都知兵馬使、左右都押衙、都教練使、左右教練使、(左右)押衙、或は順不同の子城使、教練使、都教練使、左右押衙、左右都押衙、中軍使、兵馬使、都知兵馬使、十三階は都知

兵馬使、兵馬使、中軍使、左右都押衙、左右押衙、都教練使、守闕都教練使、左右教練使、守闕左右教練使、等とあって確定は困難のようである。註(3) 周藤『宋代經濟史研究』六六七頁及び「衙前考論」一二七頁、宮崎市定「宋代州県制度の由来とその特色」同『宮崎市定全集』一〇、一九九二所収、等参照。

(14) 後註(28)に引用の『文獻通考』乾德六年及び『青山漕運』七七五頁参照。

(15) 階級の法とは、階級が一つでも上であれば、その処置に絶対的に従うことをいう。張其汎『宋初政治探研』暨南大学出版社、一九九三、八〇・一〇四頁、齊勇鋒「階級之法」的淵源』『文獻』四八、一九九一—二等参照。

『皇朝編年備要』卷二

開寶五年、是歲嚴階級法(詔諸禁軍將校、有帶遙軍者、許以客禮見、自餘廂都指揮使至員寮、各依職次一階一級全歸伏事之儀。へ)は双行。

(16) 梅原郁「宋代の形勢と官戸」『東方學報』六〇、一九八八、四〇〇頁以下、参照。

(17) 『長編』卷二三

(開寶五年正月) 壬寅、省諸道州縣胥吏幹力等。『宋大詔令集』卷一六〇「官制」一「省吏詔」(開寶五年正

月壬寅」

州縣之内、官吏實繁、官既冗而吏不省、甚非所宜也。應諸州縣吏及當直人力、令等第減省。〈〉は原注。

(18) 『長編』卷一四

〔開寶六年六月〕辛卯、召京百司吏七百餘人、見于便殿。上親閱試、勸歸農者四百人。

『宋史』卷三、本紀三、太祖三

〔開寶六年〕六月辛卯、閱在京百司吏、黜爲農者四百人。

『皇朝編年備要』卷二

開寶六年六月御便殿閱試吏〈召見百司吏七百餘人、親加閱試、勸歸農者四百餘人〉。〈〉は双行。

(19) 『公要』食貨四六之一「水運」

開寶三年九月詔曰、成都府錢帛鹽貨綱運、訪聞押綱使臣并隨船人兵、多冒帶物貨私鹽、及影庇販鬻、所過不輸稅算。

自今四川等處水陸綱運、每綱具官物數目給引付主吏、沿路驗認、如有引外之物、悉沒官。

(20) 『公要』食貨三七之一「市易」

〔開寶〕七年五月、詔曰、官中市易、比務準平。或有愚民不遵公法、增減時價、欺罔官錢、慮彰露以自疑、必夙宵而懷懼。宜垂軫念、特議矜寬、庶知改過之方、得有自新之路。

自今日已前、應有買著係省物色、偷謾官錢者、並特與免罪、

不許論訟。如是有人更敢言告、以其罪罪之。若是今後、買

賣官物、依前敢有欺謾、並准枉法贓斷。其所犯人家財物業、並當充沒納、告事人賞錢百千。先是、馬步軍都軍頭史圭

〔珪〕、性粗暴無識、妄恣威福。嘗密令人於都市察賣人中有會收市官物者、皆誣其欺罔、即擒以上言、往々有置於法者。

絲是塵市之間、到肆盡閉、而太祖聞之。故有是詔。

『宋大詔令集』卷一九八「禁約」上「禁市易官物增價欺罔官錢詔」〔開寶七年五月乙丑〕

古人以獄市爲寄者、蓋知小民唯利是從、不可盡法而繩之也。

況先甲之令、未嘗申明。苟陷人於刑、深非理道。將禁其二價、宜示以明文。自今應市易官物、有妄增價欺罔官錢、按鞠得實、並以枉法論。其犯在前者、一切不問。〈〉は原注

〔卷二二七「貸書」にはほ同文。〕

『宋史』卷三、本紀三、太祖三

〔開寶七年五月〕乙丑、詔市二價者、以枉法論。同卷二七四、史珪伝、『長編』卷一五開寶七年五月甲寅も参照。呂蒙正の言は註(29)参照。

(21) 劉子健「宋太宗与宋初兩次篡位」『中国史研究』一九九〇

〇一一参照。解説は多数あるが、特に張邦焯「宋代皇親与政治」四川大学出版会、一九九三、二二二頁以下参照。

(22) 『宋史』卷二七四、侯贊伝及び曾鞏「元豊類稿」卷四九

本朝政要策「漕運」参照。

(23) 『公要』職官四八之九四「牙職」

太平興國二年三月二十二日、以諸州所籍送嘗隸牙校者凡百人、具九十五人補殿前承旨、五人老病遣還。先是方鎮候伯、得自補子弟爲軍中校、既死其子因父兄財力、率豪橫奢縱、民間患之。太宗在晉邸、悉知其事、故即位之始、盡命諸州、籍其名部送至闕下、以賤職羈縻之。

『長編』卷一八

(太平興國二年三月癸未) 初、節度使得補子弟爲軍中牙校、因父兄財力、率豪橫奢縱。民間苦之。洛下有十衛內、尤放恣、左驍衛上將軍太原田景咸子漢明、其一也。上雅知其弊、始即位、即詔諸州府、籍其名部送闕下、至者凡百人。癸未、悉補殿前承旨、以賤職羈縻之。餘五人老病不任事、遣還。

田景咸は『宋史』卷二六一に伝がある。なお、五代宋初の衛前には武官の罪を犯して貶官されたもの多かつたことは、註(3) 周藤『宋代經濟史研究』五一、六九三頁参照。

(24) 『公要』食貨三七之一「市易」

太平興國二年七月詔、華州先入籍陽平市木吏田宅、悉給賜其家。先是分遣州吏市木、歲供于京師。吏爲姦陰沒官錢、以巨萬計。人有訴者、命使按之得其實。抵罪者甚衆、盡沒

其田宅贖財。至是太宗憫之。故有是命。

(25) 『宋大詔令集』卷一九〇「誠飭」一「約束八月一日以後

吏民所犯不在恩赦之限詔(太平興國三年八月丙辰)」
……竊慮不逞無賴之徒、因而爲姦、以圖僥倖、諸州官吏、留大獄不決、以覲宥赦……(へ)は原注(『長編』卷一九参照)。

『宋史』卷二〇一、刑法三

恩宥之制、凡大赦及天下、釋雜犯死罪以下。甚則常赦所不原罪皆除之。……初、太宗嘗因郊禮議赦。有秦再恩者、上書願勿赦、引諸葛亮佐劉備數十年不赦事。帝頗疑之。時趙普對曰、凡郊祀肆筮、聖朝彝典。其仁如天。若劉備區區一方、臣所不取。上善之、遂定赦。初、太祖將祀南郊、詔兩京諸道、自十月後、犯強竊盜、不得預郊祀之赦。所在長吏告諭、民無冒法。其後將祀、必先申明此詔。天聖五年……。

この条文の年次は、「中国近世の法制と社会」研究班「『宋史刑法志』訳注稿(下)」『東方学報』六五、一九九三、五二六頁によれば、太祖の南郊赦は、乾德元年(九六三)、『文獻通考』卷一七三、刑考一一「赦宥」か、開宝四年(九七一)。「長編」卷二二、太宗のは太平興國六年のもの(『長編』卷二二)。

(26) 宋代、漕運の中心となる汴河の穀物輸送は、真・揚・

楚・泗州の四ヶ所にある転般倉までの「江網」と、そこから開封までの「汴網」に分けられ、それを転般法と云った。ところが、天聖年間の水路改善によって、次第に汴・江網相互乗り入れが進み、転般倉に留められず、南方からの物資は直接開封まで輸送されることになっていく。それを直達法と云った。註(一)星「大運河」に両者の違いについて詳しい解説があるが、背後の政策を見逃してはならない。

(27) 江南転運使張鑑の管下の大姓で民患となつてゐる者について、太宗は魁首及び妻子を悉く都に赴かせ、三班の職名を与えて羈縻したという。『宋史』卷二七七、張鑑伝參照。

(28) (A) 『会要』食貨四六之二「水運」

太宗太平興國八年九月四日、以洛苑使・濱州刺史王賓、儒州刺史許昌裔、在京同勾當水路發運事、以軍器庫使・順州刺史王繼昇、駕部員外郎劉蟠、在京勾當陸路發運使「事」。先是、歲漕江浙熟米四百萬石赴京、以備軍食、皆和顧百姓駕船、雖有和顧之名、其寔擾人。太宗聞之、特令給每船所用人數顧召之直、委主綱者取便顧人、不得更差擾百姓。及是、有舟船數十綱到京卸畢、月餘不能離岸者。帝訪知、乃責有司、且問其故、乃省司乘南來運船、於力勝外、別附皮革雜用之物至京、而掌庫者不時受納、是有停滯之患。判使

而下、減奪俸以勵之。「又諸道州府、有輦運錢帛赴京、及請領物貨往外道者、而所司給納之際、多有邀留、故爲奸倖。主綱將吏甚受其弊、亦有已出官物而衷私換易。帝悉窮其源、因令擇強幹之臣、在京掌水陸路發運事、凡舟車到發及財貨出納、並關報而催督之。自是遂絕邀難停滯之弊」。(食貨四二之二「宋漕運」二にはほほ同文がある。ただし末尾の「内部分を欠く」。

『会要』食貨四六之二「水運」

(太平興國八年九月) 十三日、帝曰、諸道州府、多差部内有力人戸充軍將、部押錢帛糧斛赴京。此等皆是鄉村之民、而篙工水手及牽駕兵士、皆頑惡無賴之輩。豈斯人可擒制耶。侵盜官物、恣爲不法者、十有七八。及其欠折、但令主綱者填納、甚無謂也。亡家破產、往往有之。乃詔、自今荆湖諸州網船、令三司相度合銷人數、依江淮例、差軍將・太將管押。其江淮兩浙諸州、一依前詔、不得差大戸押綱。(食貨四二之二「宋漕運」二、に同文。

『会要』職官四二之一五「發運使」

(太平興國) 八年九月、……先是、每歲運江淮米四五百萬斛以給京師、率用官錢僦牽船役夫、類爲勞擾。至是每船計其直給與舟人、令自召募、甚以爲便。既而舟數百艘留河津、月餘不得去、計吏自言有司除當載外、別科置皮革赤煙鉛錫

蘇木等物、守藏者不即受故也。太宗怒、奪三司使一月俸、分命昌裔等領水陸發運、自是貢輸無滯也。

(B) 『長編』卷二四

(太平興國八年) 九月癸丑朔、初置水陸路發運於京師、以洛苑使許田・王賓領、濱州刺史、與儒州刺史許昌裔同知水路發運、軍器庫使領順州刺史王繼昇・駕部郎中劉蟠同知陸路發運。凡一綱計幾舟、每舟計所給挽船之直、悉以付主綱吏、令自雇民、勿復調發。凡水陸舟車輦送官物及財貨之出納、悉關報而催督之。自是貢輸無滯矣。

丙寅(一四日)、上謂宰相曰、荊湖・江浙・淮南諸州、每歲上供錢帛、遣部民之高貲者、護送至闕下。民多質魯、無御下之術。篙工楫師、皆頑猾不逞、恣爲侵盜、民或破產以償官物、甚無謂也。乃詔、自今直遣牙吏、勿復擾民。

『長編』卷一〇一

天聖元年閏九月丁未、淮南江浙荆湖制置發運使趙賀言、……發運司占隸三司軍將、分部漕船、舊皆由三司吏自遣、受賂不平、或數得詣富饒郡、因以商販、貧者至不能堪其役、賀乃籍諸州物產厚薄、分劇易爲三等、視其功過自裁定、由是吏巧不得施。

この記事については註(51)『宋史』卷三〇一、趙賀伝も参照。

宋初の漕運対策 渡辺

(C) 『文献通考』卷二五「漕運」……宋東京之制……(乾德)六年、令諸州輦送上供錢帛、

悉官給車乘、當水運者、官爲具舟、不得調發居民、以妨農作。初荊湖江浙淮南諸州、擇部民之高貲者、部送上供物、民質不能檢御舟人、舟人侵盜官物、民破產以償、乃詔牙將部送、勿復擾民。

この『文献通考』の「六年……以妨農作」は乾德六年の記事であるが、それ以下は太平興國八年の記事。『青山漕運』七七七頁参照。

(D) 『宋史』卷一七五、食貨志「漕運」(註(10)の統き)

至太平興國初、兩浙既獻地。歲運米四百萬石、所在雇民挽舟。吏並緣爲姦、運舟或附載錢帛・雜物輸京師、又回綱轉輸外州、主藏吏給納邀滯。於是擅貿易官物者有之。八年、乃擇幹彊之臣、在京分掌水陸路發運事。凡一綱計其舟車役人之直、給付主綱吏、雇募舟車、到發財貨出納、並關報而催督之。自是調發邀滯之弊遂革。初荊湖江浙淮南諸州、擇部民高貲者、部送上供物。民多質魯、不能檢御舟人。舟人侵盜官物、民破產不能償。乃詔牙吏部送、勿復擾民。

以上の資料で「舟人」に広狭二義のあることが知られる。『通考』(C)は牽船役夫をも含む広義で用いているが、『会

要』(A) 發運使は、狹義の役夫を選任出来る主綱人等の意である。「軍將・太將」は衙前等に与えられた名目的な武階。「三司軍將・大將」を云う。また、「篙工・楫師」は船頭・かじ取り、「水手」は竹棹を操作する者、「牽駕兵士」は船の牽引に当たる者である。註(1)『青山交通』三六六頁、斯波『宋代商業史研究』九〇頁等参照。

史料(A) (D) は錯綜しているようではあるが、要するに江淮では早くから衙前を主綱吏に充て役夫を選任させていたが、今回三司の不正が明るみになったので、水陸發運事の両司を置き、衙前の主綱を荊湖にも及ぼすというものである。ここに至った事情については後に改めて触れたい。

後のことであるが、王安石『王臨川集』卷八七の「檢校大尉贈侍中正惠馬公神道碑」によれば、真宗初めの四川で、馬全義は里正衙前等を罷め、主綱吏に任せたが、後に述べる胥吏上がりの發運使李溥の尽力があったようである。

(29) 『長編』卷三五

(淳化五年二月) 令諸路轉運使、每歲部內諸州民租、轉輸他郡者、通水運處、當調官船、不通水運處、當計度支給、勿煩民轉輸。上謂宰相曰、倖門如鼠穴、何可塞之、但去其甚者、斯可矣。近來綱運之上、舟人水工有少販鬻、但不妨公、

一切不問、却須官物至京無侵損爾。呂蒙正對曰、水至清則無魚、人至察則無徒。小人情偽、君子豈不知。蓋以大度容之、則庶事俱濟。昔曹參以獄市爲寄、政恐茲人無所容也。陛下如此宣諭、深合黃老之道。

「獄市」とは、小犯を許しておいて、謀反等の大罪を防止することである。また「倖門如鼠穴」の議論は、『宋朝事實』卷一六「兵刑」淳化三年、楊時『龜山集』卷一、上淵聖皇帝(靖康元年正月)蔡京論、等にもみられる。

(30) 「察見不祥」も同じく民間の小過をいちいち摘發するなということ。さらに「包荒」とは、無法者に然るべき地位を与えることをいう。太宗が、皇太子時代から、その幕府に招いたのは「跡弛不羈の士」で、「盜賊或いは亡命」を問わず懐柔し(註(11) 蔣復璁論文参照、後註(55) 引用の『淮海集』の「逆銷盜賊の道」を実践したのである。

(31) 『長編』卷四〇

(至道二年(九九六)八月) 江淮發運使楊允恭、捕販私鹽賊三十九人送闕下、上悉貸之、因顧左右曰、此等越逸江湖、習性已久、固不能工作矣。可圍爲一軍、以備舟楫之役、號曰平河。

(32) 『青山漕運』七八七頁以下、註(1) 韓『宋代綱運研究』一九四頁以下等参照。

(33) 『公要』食貨四二之四「宋漕運」二

(大中祥符六年(一〇一三))四月、重定山平河虧失棧木條格、棧頭以一棧爲準、團頭、綱副、監官、殿侍、以一綱爲準。山河以管、平河以杖。棧頭・團頭、以家賞償官、不足則杖之、殿侍杖而勿償。初、太平興國八年勅、定平河條格、至有杖背者。議者以其太重、而山河悉無條格。編勅所上言、付三司與刑寺詳定、且請計其所失爲十分分定、罪止杖一百。從之。

(34) 官物欠損の報せはなくなったというのは、『公要』食貨四二之一「宋漕運」二、太平興國九年一〇月の塩鉄使王明の言による。『青山漕運』七九四頁参照。

(35) 発運司が三司軍將等を掌握する以前は、三司自身が衙前の人事に当たっていた。後註(51)趙賀伝参照。註(28)(B)『長編』卷一〇一にはほ同文。なお更に、三司軍將は、諸州軍の承引官・客司系統、三司大将には衙前職員系統のものそれぞれ昇格していたという。註(3)周藤『宋代史研究』一三五頁、また同八二頁以下に「三司使の変遷」のタイトルの下、太祖朝以下、三司使人名の一覧表がある。

(36) 後註(40)王仁瞻伝に「命使分掌、仁瞻再三言、恐虧舊數、朕拒之」、『長編』にも「其後……分命使臣掌其事、仁瞻再三言其不便、朕語仁瞻、此自朕意、若歲課致虧、不

以責卿」とある。

(37) 『宋史』卷二六九、張澹伝参照。

(38) 後註(40)『長編』に「王仁瞻、掌邦計幾十年、恣下吏爲姦、怙恩固寵、無敢發者」とある。

(39) 陳從信の就任は『宋史』卷四、本紀四、太宗一、太平興國四年二月丙辰に、「宣徽北院使王仁瞻爲大内都部署、樞密承旨陳從信副之」とある。「大内都部署」については、張邦焯の詳細な研究、『宋代政治文化史論』人民出版社、二〇〇五所収「北宋前期都部署問題探討」および陳峰等『宋代治国理念及其實踐研究』人民出版社、二〇一五、第七章参照。

(40) 『長編』卷三三

(太平興國七年二月庚午(七日))宣徽北院使判三司王仁瞻、掌邦計幾十年、恣下吏爲姦、怙恩固寵、莫敢發者。又起范旻等獄、坐貶黜者十餘人、皆上南府時勳舊戚里用事吏、故中外益畏其口。會左拾遺南昌陳恕與兵部郎中宋琪、同判勾院、其餘數人、率以礮察不畏強禦自任、因議本司事、有不協者、互持短長。及造朝、恕獨出班具奏、上詰之、恕詞辨峰起、仁瞻屈伏、上怒甚。

辛未(八日)仁瞻罷爲右衛大將軍。琪與度支判官兵部郎中雷德驥、鹽鐵判官金部郎中奚嶼、並責本曹員外郎・戶部

判官。戸部員外郎王適責授太常博士。以給事中侯陟、右正諫大夫王明同判三司。同判三司自陟・明始。兵部郎中劉保勳判勾院、擢恕爲度支員外郎。鹽鐵推官耿振、戸部推官元圮、並權本曹判官事。琪初與恕同白上、旣而反附仁贍、故亦左降。

癸酉（十日）、改仁贍爲唐州防禦使、月給俸錢三十萬、以勳舊故稍異之。仁贍自以仇怨衆多、因怏怏成疾、數日卒。

其後、上因言及三司財賦、謂宰相趙普等曰、仁贍縱吏爲姦、諸州場院、皆隱沒官錢、以千萬計。朕初即位、悉令罷去、分命使臣掌其事。仁贍再三言其不便、朕語仁贍、此自朕意、若歲課致虧、不以責卿。旣一歲、舊錢緡者、爲一二萬緡、萬緡者爲六七萬緡、爲利入數倍、用度皆足。儻遇水旱、即可以免百姓租稅。仁贍自知其非、心頗慙悸、朕亦優容之耳（別本、上與宰相論仁贍、在八年十月甲午（十二日）、今移入此）。

『宋史』卷二五七、王仁贍伝も参照。なお、范旻疑獄事件については、上記の他、『宋史』卷二四九、范質、子旻伝、註（6）大澤論文、五〇頁参照。

王仁贍は、太祖が重用したのに対し、趙普が異議を唱えて以来、姦邪扱いされるようになった。龔鼎臣『東原録』に、「蔡君謨説、藝祖嘗留王仁贍語、趙普奏曰、仁贍姦邪、

陛下昨日召與語、此人傾毀臣。藝祖於奏、劾後親翰大略言、我留王仁贍說話、見我教誰去喚來、你莫腸肚兒窄妒他。我又不見是證、見只教外人笑我君臣不和睦、爾莫惱官家。趙約家見存此文」とある。王仁贍召喚に対する趙普の抗議に關する太祖のメモは、だれを呼んだか氣にして、君臣間に不信感があるようには見せぬ、ということのようである。ただ、『蔡襄集』にこの記載は見当たらない。

(41) 『宋史』卷二六七、陳恕伝及び後註（53）参照。

(42) 『宋史』卷二六四、宋琪伝参照。

(43) 『長編』卷一四

（太平興國八年三月）癸亥……同判三司宋琪爲左諫議大夫・參知政事。始分三司爲三部、各置使、……同判三司王明爲鹽鐵使……陳從信爲度支使、……郝正爲戸部使、……上嘗語宰相曰、三司官吏奏事朕前、紛紜異同、互有所説、此固不爲私事、但迭執偏見、不肯從長商度、朕每以理開諭。若帝王躁暴、豈能優容。朕於臣下務在將護、才用優劣、一一可見、隨其器能、各加任使。奏對之際、無不假以辭色、善惡兼聽、未嘗峻折之也。宋琪曰、人之才用、罕有兼備、陛下聰明照臨、短長俱露、或又初見天威、內懷懾懼、若不賜之辭色、何由畢其懇誠。先帝晚年稍傷嚴急、聖心深鑒事理、曲盡物情、臣下幸甚。

(44) 註(2)の濱口『秦漢隋唐史の研究』上、一五頁、築山治三郎『唐代政治制度の研究』創元社、一九六七、五五一頁以下等参照。

(45) 註(3)周藤『宋代經濟史研究』六一九頁、鄭學樸『五代十國史研究』上海人民出版社、一九九一、一九二頁等参照。

(46) 家産管理人としての「幹人」については、註(1)斯波『宋代商業史研究』四三八頁以下参照。

(47) 『資治通鑑』卷一九、元狩四年、「……弘羊、洛陽子、以心計(心計者、不必用籌算而知其數也)」とあるが、後に挙げる發運使楊允恭は若くして「個儻任俠」、「有胆幹」ながら、列伝の「論」では「有心計」と評された。『東京夢華錄』入谷義高・梅原郁訳注、東洋文庫、一九九六、一三五頁が「幹当人」即ち使用人とするのは、やや弱い感じがする。『東京夢華錄』の「行老」は、『夢粱錄』卷一九「僱覓人力」では、「亦有出「水」陸行老、願倩脚夫脚從、承攬在途服役、無有失節」とあり、「水陸行老」は主に官員を輸送する「脚夫・脚從」、所謂「護送公人」を紹介する業者に当たろう。

(48) 『新五代史』卷二六、張延朗伝、『十國春秋』卷一〇、吳一〇、嚴可求伝等参照。

(49) 『宋史』卷二五九、張美伝参照。

(50) 陳從信は註(11)の『宋史』卷二七六、楚昭輔も同じく註(11)『長編』及び『宋史』卷二五七、楚昭輔伝参照。

(51) 『宋史』卷三〇一、趙賀伝

趙賀開封封丘人、……毛詩及第、補臨朐縣主簿、賀有幹力、知州寇準且知賀……爲江淮制置發運使。發運司占隸三司軍將、分部漕舡、舊皆由主吏自遣、受賂不平、或數得詣富饒郡、因以商販、貧者至不能堪其役。賀乃籍諸州物產厚薄、分劇易爲三等、視其功過自裁定。由是吏巧不得施、歲漕米溢常數一百七十萬。

(52) 『宋史』卷二九九、李溥伝及び『青山交通』三五七頁以下、『青山漕運』八一七頁参照。

(53) 註(41)『宋史』陳恕伝及び『長編』卷四〇

(至道二年閏七月)癸未……恕峭直守公、性靡阿順、每便殿奏事、上或未察、必形諄讓。恕斂版取縮、退至殿壁、負牆而立、若無所容。俟上意稍解、復進、懇執前奏、終不改易、如是或至三四。上察其忠亮、多從其議。嘗御筆題殿柱曰、眞鹽鐵陳恕。當時言稱職者、亦以恕爲首焉。八月……江淮發運使楊允恭、(以下、註(31)参照)。

黃震『黃氏日抄』卷五〇、讀史、「陳晋公恕」にも「世言、三司使以公爲稱首……」とある。

(54) 葉適『水心集』卷五、紀綱二「唐之季世、既失其紀綱、而藩鎮橫、及其後也、藩鎮亦不能行其號令、而士卒驕。五代之變、帝王屢易者、士卒也、非藩鎮也。……」。陳登原『國史旧聞』第二分冊、中華書局、一九六二、二四八頁に葉適を引用。

(55) 余衍福編著『唐代藩鎮之乱』下、聯邦書局、一九八〇、四九九頁に「世宗又親錄囚於內苑、得汝州民馬遇父子冤死狀、人以爲神。是由諸州長吏、無不親察獄訟。可見以往庶民生死、悉操胥吏之手」とある。

『長編』卷二二

太平興國六年三月己未、詔、諸州大獄、長吏不親決、胥吏旁緣爲姦……。

徐培均『淮海集箋注』中、上海古籍出版社、一九九四、六五〇頁、盜賊下

今世胥吏牙校、皆奴僕庸人者、無他、以朝廷不用也。今欲用胥吏牙校、而胥吏行文書、治刑獄錢穀、其勢不可棄鞭撻。鞭撻一行、則豪傑不出於其間。故凡刑者不可用、而用者不可刑。朝廷若採唐之舊制、使諸路監司郡守、慎選士人以補衙職、課之以鎮稅場務、督捕盜賊之類、有公罪則贖焉。使長吏得薦其材者、第其功閔、書歲月、使得出仕比任子、而不以流外限其所至。朝廷察其雄尤異者、擢用數人。則豪傑

英偉之士、漸出於此塗、而姦猾之黨可得而籠入也。臣嘗思之、逆銷盜賊之道、未有以過於此者。

衙前の司理參軍担当は、後註(62)参照。

(56) 典型的な例が、王景、王晏である。『宋史』卷二五二、王景伝、同王晏伝参照。

(57) 『宋史』卷二五九、張瓊伝参照。

(58) 胥吏の抵抗については、註(3)周藤『宋代史研究』一二二頁以下、祖慧「宋代胥吏溢員問題研究」『中国史研究』一九九八―八等参照。祖慧には胥吏に関する幾多の詳細な研究、「宋代胥吏の選任与遷転」『杭州大学学报』二七一―二、一九九七、「宋代胥吏出職与差遣制度研究」『浙江学刊』一九九七―五、「論宋代胥吏的作用及影響」『學術月刊』二〇〇二―一六等がある。

(59) 註(28)の在京勾当水路發運事となった王賓の伝(『宋史』卷二七六、王賓伝)にも、「(太平興國)七年、改洛苑使。會汴漕壅滯、軍食不給、詔別置水陸發運兩司、以賓有心計、會領濱州刺史、與儒州刺史許昌裔、同掌其事。凡四年、儲積增羨、號爲稱職……」とある。

(60) 註(28)(A)水運、九月四日、發運使及び(D)宋史等の資料。『青山漕運』七八〇頁参照。

(61) 『公要』職官四八之九四「牙職」

(太平興国) 八年五月詔、諸道州府軍監衙前、使院客司・通引官、多是知州・通判臨替、徇情額外添入、驀越遷補。自今並須依次轉補、及不得額外別置名目添入。如日前已有此類、並須改正。如違、許諸色人論正、犯人當行配決、告事人支賞錢二百千、犯事人家財充賞。其干繫官吏等並當除名。新官到任後不覺察、亦連坐之。

(62) 『宋大詔令集』卷一六〇「官制」一「司理闕令本州於見任簿尉判司內選充詔(太平興国九「八?」年五月乙丑)」
司理參軍……如聞諸道闕此官……は原注。

『長編』卷二四

(太平興国八年八月) 甲辰、詔、諸道州府司理判官、比來悉以牙校爲之、在其本部必有親黨、自今各於鄰近州府、選彊明歷事者充。尋詔仍舊、滿三年無遺闕者、與酬獎(尋詔仍舊、乃十一月辛巳、今并書)。へは原注。

『燕翼詒謀錄』卷一

今之司理參軍、五代之騎軍都虞候判官也。以牙校爲之。太祖皇帝開寶六年七月壬子、詔州府並置司寇參軍、以新及第九經・五經及選人資序相當者充、其後改爲司理參軍。

また、註(3) 周藤『宋代經濟史研究』七四四頁及び梅

原『宋代司法制度研究』一三七頁以下参照。

(63) 「公人世界」について、「公人」とは一般に云われているように、『慶元条法事類』に基づき、文書を扱う胥吏(吏人)に対する衙前・秤子等、現場監督の意味で使われるが(『中国歴史大辞典』宋史、上海辞書出版社、一九八四、公吏の項参照)、「公人世界」の「公人」は、両者を包含する「公吏」即ち広義として用いられることが多い(註(3) 周藤『宋代經濟史研究』六五九頁参照)。本稿の使い方も広狭両義に亘る。

(64) 太宗の旧藩邸の要員の中、衙前には陳從信のほか押衛の程徳玄、開封府の衙職であった張昫等がいた。註(11) 蔣復璁論文参照。ただ、蔣復璁に押衛等が衙前であることへの言及がない。

(65) 『宋史』卷三〇九、楊允恭伝、『会要』食貨三〇之二「茶法雜録」至道元年七月一九日等参照。なお、註(22) 曾鞏「元豊類稿」、また尹娜・黄純艶「論北宋楊允恭塩法改革」『雲南社会科学』二〇〇四—二参照。

(東洋文庫研究員、獨協医大名譽教授)

THE TOYO GAKUHO

Vol. 102, No. 2 - September 2020

(THE JOURNAL OF THE RESEARCH DEPARTMENT
OF THE TOYO BUNKO)

Inland Waterway Transport Policy during the Early Song Period

WATANABE Hiroyoshi

The annual amount of freight transported on China's inland waterways during the early years of the Song Dynasty has been estimated at about 6 million *dan* 石, an achievement made possible by the Dynasty's human resource policies.

Inheriting the national unification projects of Emperor Shizong 世宗 of the Later Zhou Dynasty, Taizu 太祖, the founder of the Song Dynasty, concentrated efforts on reducing the number of regional military governors (*fanzhen* 藩鎮) and rebuilding the domestic political regime, thus emphasizing the improvement of regional strongholds rather than fiscal strength; moreover, considering the relocation of the capital to Luoyang 洛陽 or Chang'an 長安, improvements in inland waterway transportation were not prioritized, and the national unification efforts were also left incomplete when he suddenly died. In contrast, in the second year of his reign (977), in order to expand waterway transportation projects, second emperor Taizong 太宗 relaxed restrictions on members of the militias commanded by former Five Dynasties military governors (*jiangli yaqian* 將吏衙前) illegitimized and reduced by Taizu, an action which provided human resources for private salt traders defying government monopoly and the expansion of candidates for the civil service examination system.

On the other hand, after taking over management of waterway transportation and warehousing, this same *jiangli yaqian* promoted illegal practices among shipping crews and brought about the bankruptcy of local elites (*lizheng yaqian* 里正衙前) under their jurisdiction who were also involved in

waterway transportation. Consequently, the Dynasty was forced to give *jiangli yaqian* the authority to muster ship crews in the capacity of administrators (*zhugangli* 主網吏) over the waterway fleets of the Huainan-Jiangnan region. Moreover, in 983 their authority was extended to the waterway fleets of Hunan, and officially recognized by the Dynasty as managing the waterway transportation in their own right. That same year marked the occurrence of incidents throughout China, in which *jiangli yaqian* attempted to recover their formerly usurped judiciary authority in the provinces. Fearing that such incidents could extend to waterway transportation administration, the central government, in the wake of the exposure of corruption in the Treasury Bureau, set up departments of inland waterways and overland routes in Kaifeng, thus recognizing an even larger bestowal of authority on *jiangli yaqian* and ending the stagnation in waterway transportation development.

In the background to this newly bestowed authority lay the actions of a group of close advisors to Emperor Taizong, some of whom were well-informed about the operations of the Treasury and Kaifeng agencies, and would be later promoted to Treasury Minister. It was largely due to this group that Taizong had been able to directly control *jiangli yaqian*. Moreover, the policy of entrusting the management of waterway transportation to *jiangli yaqian* paralleled the free appointment of petty officials, whose effects cannot be ignored.

The Governance of Māzandarān under the Timurid Dynasty

YAGI Hirotooshi

Due to a dearth of historiographical sources, the analysis of local potentates under the Timurid Dynasty (1370–1507) has been lacking. In the present article, the author takes up the case of one of those potentates, the Mar‘ashīs, who set up a Sayyid political regime in the region of Māzandarān on the Caspian Sea in present day northern Iran and compares it with the Badakhshān regime, based on the Timurid chronicles and a local history entitled, *Tārīkh-i Tabaristān wa Rūyān wa Māzandarān*.

After his conquest of Māzandarān, Tīmūr (r. 1370–1402) appointed two